

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和2年11月5日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	4件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000073号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000059号

第1 結論

請求者のA社における平成28年7月10日の標準賞与額を30万円から60万円に訂正することが必要である。

平成28年7月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年7月10日の訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年7月10日

A社における平成28年7月賞与について、日本年金機構からの令和元年*月*日付け通知で訂正決定された標準賞与額が、実際に支払われた賞与額と異なっている。当該賞与については、事業主から2回に分けて支払を受けており、後日支払われた分の賞与が年金記録に反映されていないので、正しい額に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成28年7月賞与について、事業主から2回に分けて支払を受けた旨陳述しており、金融機関から提出された請求者に係る取引履歴調査結果(流動性預金)によると、平成28年7月8日に23万3,982円、同年7月15日に23万3,982円が入金されていることが確認できる。

また、事業主は、請求者の平成28年7月賞与を2回に分けて支払ったこと及び7月賞与については、毎年7月10日を支払日としていたが、平成28年7月10日が日曜日であったため、直前の金融機関営業日である7月8日に1回目の振込処理をし、7月15日に差額分として1回目と同じ金額を振込処理したことを回答及び陳述している。

さらに、事業主から提出された総勘定元帳及び賃金台帳並びに上述の取引履歴調査結果（流動性預金）（以下、併せて「総勘定元帳等」という。）から、請求者に対して平成 28 年 7 月に賞与が 2 回支払われたことが確認できるところ、その 2 回の賞与を合算すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準賞与額（30 万円）を超える 60 万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたものと認められる。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記総勘定元帳等から確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、60 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 28 年 7 月賞与について、年金事務所に対し 2 回目の賞与額については届出しておらず、厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していない旨回答していることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000130号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000060号

第1 結論

請求者のA社における平成29年11月1日から平成30年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成29年11月から平成30年2月までの標準報酬月額については、18万円から30万円とする。

平成29年11月から平成30年2月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年11月から平成30年2月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和49年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年11月1日から平成30年3月1日まで

請求期間について、年金定期便のA社における標準報酬月額と、給与明細の厚生年金額が相違しているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間の標準報酬月額は18万円と記録されているところ、請求者及び事業主から提出された給料支払明細書により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時の標準報酬月額(41万円)はオンライン記録を超えており、当該標準報酬月額と異なる標準報酬月額(30万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成29年11月から平成30年2月までの標準報酬月額

については、上述の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは請求者の届出や保険料納付について回答が得られないが、平成29年11月から平成30年2月までの期間について、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届に記載された報酬月額が年金事務所で記録されている標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主は上述の給料支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成29年11月1日から平成30年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000141号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000061号

第1 結論

請求者のA社における平成29年8月1日から平成30年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成29年8月は18万円から30万円、平成29年9月から平成30年2月までは18万円から36万円とする。

平成29年8月から平成30年2月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年8月から平成30年2月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成29年8月1日から平成30年3月1日まで
請求期間について、A社における厚生年金保険料控除額が、年金定期便と給料明細とで相違しているため、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間の標準報酬月額は18万円と記録されているところ、請求者及び事業主から提出された給料支払明細書により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時の標準報酬月額(36万円)はオンライン記録を超えていること、及びオンライン記録の標準報酬月額と異なる標準報酬月額(平成29年8月は30万円、平成29年9月から平成30年2月までは36万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、上述の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成 29 年 8 月は 30 万円、平成 29 年 9 月から平成 30 年 2 月までは 36 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは請求者の届出や保険料納付について回答が得られないが、平成 29 年 8 月から平成 30 年 2 月までの期間について、年金事務所が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届に記載された報酬月額が年金事務所で記録されている標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主は上述の給料支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 3 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000142号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000062号

第1 結論

請求者のA社における平成28年12月1日から平成30年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成28年12月から平成29年9月までは15万円から34万円、平成29年10月から平成30年1月までは15万円から32万円、平成30年2月は15万円から28万円とする。

平成28年12月から平成30年2月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年12月から平成30年2月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年12月1日から平成30年3月1日まで
請求期間について、A社における厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与より低い額になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間の標準報酬月額は15万円と記録されているところ、請求者及び事業主から提出された給料支払明細書により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時の標準報酬月額(34万円)及び4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額(34万円)はいずれもオンライン記録を超えていること、並びにオンライン記録の標準報酬月額と異なる標準報酬月額(平成28年12月から平成29年9月までは34万円、平成29年10月から平成30年1月までは32万円、平成30年2月は28万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づ

き記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額それぞれのそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、上述の給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成28年12月から平成29年9月までは34万円、平成29年10月から平成30年1月までは32万円、平成30年2月は28万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは請求者の届出や保険料納付について回答が得られないが、平成28年12月から平成30年2月までの期間について、上述の給料支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成28年12月1日から平成30年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000111号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000057号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和45年2月28日から同年3月1日まで

私は、A社に2度勤務しており、いずれも月末まで勤務した。しかし、1度目の資格喪失年月日は昭和44年3月1日となっているが、2度目の資格喪失年月日は昭和45年2月28日となっており、昭和45年2月の厚生年金保険の記録がない。請求期間も勤務していたので、資格喪失年月日を昭和45年3月1日に訂正し、年金の給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社において、1度目と同様に2度目も月末の昭和45年2月28日の土曜日まで出勤し、最後の給料も当日現金で受け取った旨主張している。

しかしながら、A社は、請求期間当時の資料を保管しておらず、同社の請求期間当時の事業主は既に死亡している上、請求期間当時の社会保険事務担当者は厚生年金保険の取扱いについては覚えていない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間前後にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会を行ったものの、請求者の勤務期間について具体的な回答を得ることができない。

さらに、請求者は、請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていることを確認できる資料等を所持していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求

者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2000129号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2000058号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年1月7日から同年3月1日まで

A社発行の勤務証明書のとおり、平成27年1月7日から正社員として勤務していたが、同社に係る厚生年金保険被保険者資格取得年月日が平成27年3月1日と記録されている。在職期間は全て同条件で勤務し厚生年金保険料も控除されていたと記憶しているので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険加入記録、請求者から提出されたA社発行の勤務証明書及び同社の回答により、請求者が請求期間に同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の事業主(以下「事業主」という。)は、請求者の雇用契約書及び就業条件通知書等の資料はないものの、現在の中途採用者の取扱いとして、最初に2か月間の期間の定めのある契約社員として雇用し、勤務状況等に問題がない場合は、期間の定めのない契約社員として雇用する可能性があることから、請求期間当時についても同様の雇用契約であったと考えられる旨の回答をしている。

また、事業主は、2か月の期間の定めのある契約社員は、厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いをしていないため、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得手続を行っておらず、当該期間の厚生年金保険料を給与から控除していない旨の回答をしている。

さらに、事業主から提出された請求者の平成27年1月分及び平成27年2月分給与支給控除一覧表並びに平成27年分給与所得の源泉徴収簿によると、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。